

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年10月31日 10時00分ごろ～10時35分ごろの間）（死亡時刻：10月31日 11時50分）
発生場所	新潟県新発田市松塚漁港 新潟港東区西防波堤灯台から真方位068° 3.6海里（M）付近 （概位 北緯38° 02.5′ 東経139° 18.1′）
事故の概要	漁船第二要栄丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二要栄丸、0.8トン NG3-14803（漁船登録番号）、個人所有 6.28m（Lr）×1.79m×0.69m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和61年3月20日
乗組員等に関する情報	船長 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年3月9日 免許証交付日 令和2年11月17日 （令和8年3月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約20℃
事故の経過	船長は、松塚漁港で「同じ漁業協同組合に所属する漁船の船長」（以下「僚船船長」という。）に出会い、これから1人で前日に仕掛けておいた刺し網を入れ替えてくる旨の会話をした後、令和3年10月31日10時00分ごろ出港し、同漁港の西防波堤の西方90m付近の漁場（以下「本件漁場」という。）に向かった。 僚船船長は、10時35分ごろ、本船がそろそろ帰港する時間でもあり、どの辺りに刺し網を仕掛けたのかと松塚漁港近くの高台から確

	<p>認したところ、本船から離れた場所で、顔を海面に出した状態で立ち泳ぎしているかのような船長を発見し、携帯電話で漁港にいた漁師仲間に船長の救助に向かうよう連絡した。</p> <p>連絡を受けて救助に向かった漁師仲間は、うつぶせの状態になっていた船長を発見し、すぐに引き揚げた後、心臓マッサージを施しながら帰港した。</p> <p>船長は、心肺停止の状態で大発田市内の病院に搬送されたが、11時50分医師により死亡が確認され、死因は、溺水による呼吸不全と検案された。</p> <p>本船は、別の漁師仲間によって松塚漁港にえい航された。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、和船型の船外機船で、甲板から舷縁までの高さが約0.4mであった。</p> <p>本船は、発見された際、船外機が始動した状態で、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなく、甲板上には前日に仕掛けておいた刺し網が引き揚げられており、入れ替える予定の刺し網の漁具（ボンデンや錨）は海中に投入されていた。</p> <p>本船は、落水した場合に海面から船上に上がる際に使用する縄ばしごを備えていたが、甲板上に置かれたままであった。</p> <p>船長は、漁師として約15年の経験があり、本事故当日、ふだんの様子と変わらなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、カップの上下、ゴム手袋及び救命胴衣を着用してゴム長靴を履き、帽子をかぶっていた。</p> <p>本船の刺し網は、長さ約90m、幅約5mの刺し網を2枚つないで一張りとしており、テグス（合成繊維製の糸）と同じ素材で編まれて軽量であった。</p> <p>僚船船長は、本事故前日には多少波が立っており、仕掛けた際に刺し網が切れたか、船長が自分の思ったとおりに投網することができなかったため、入れ替えに行ったと思った。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水による呼吸不全であった。</p> <p>船長は、松塚漁港で僚船船長と会話をした後、10時00分ごろ出港し、10時35分ごろ本件漁場付近で落水しているところを目撃されたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラに漁具等が絡んだ形跡はなく、甲板上には前日に仕掛けておいた刺し網が引き揚げられ、入れ替える予定の刺し網の漁具が投入され</p>

	<p>ていたことから、刺し網の設置作業中に落水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が松塚漁港において刺し網の設置作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舷縁の低い小型船舶の暴露甲板上で作業を行う際には、身体のバランスを崩さないよう十分に注意すること。 ・ 1人で乗り組んでいる小型船舶の甲板上で作業する際は、落水した場合に備え、縄ばしごを下ろしておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

